

資料 1

第 1 回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り

1. 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会全体 概要

1. 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会 全体概要

9月5日に第1回ワーキングチーム、9月13日に第1回ベンダー分科会を開催し、第1回研究会を振り返ると共に、標準仕様書の改訂について検討内容及び進め方を確認し、令和5年度における今後のスケジュールを説明しました。

第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会議事次第及び主たるご説明事項

(1) 第1回研究会の振り返り

- ✓ 第1回研究会で説明した内容を確認

(2) 今後の検討内容

- ✓ 標準仕様書改訂に向けた対応方針を確認
- ✓ 令和5年度の検討内容を確認
- ✓ 令和6年度以降の検討内容を確認

(3) 今後のスケジュール及び予定

- ✓ 今年度の検討スケジュールを確認
- ✓ 第2回ワーキングチーム/ベンダー分科会の検討内容(案)を確認

(4) その他

—

2. 「今後の検討内容」の説明事項

1. 標準仕様書の見直し検討に向けた対応方針の整理

1-1. 見直し検討の考え方

令和7年度末までの全国自治体の標準化完了にむけ、標準仕様書の改定について、令和5年度に検討を行い令和7年度末までにシステムに取り込む内容と、来年度以降に検討を行い令和8年度以降に取り込む内容に切り分けました。

見直しの考え方

令和5年3月31日に標準仕様書（1.1版）が公表され、仕様書に基づいてベンダーおよび自治体は移行の準備を進めている。そのような状況下で機能追加や機能見直し等といった仕様の変更が発生した場合、システム開発や要件定義等の手戻りが発生してしまい、令和7年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そのため、**全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けること**としたい。

見直し方針

全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までは標準仕様書に記されている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、ベンダーごとの見直しや、また、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見や要件について、継続的に検討のうえ、**令和7年度の標準化完了後**

第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会におけるご意見、補足コメント

【ご意見】

改定案を根拠に開発するのが困難になる可能性がある。また、他の業務領域では、3月末の改定に向けて修正内容が検討されており、他の業務領域との整合が取れていない。

【補足コメント】

改定案の取り扱いについては、デジタル庁と協議をした上で、確定とする。

見直し時期

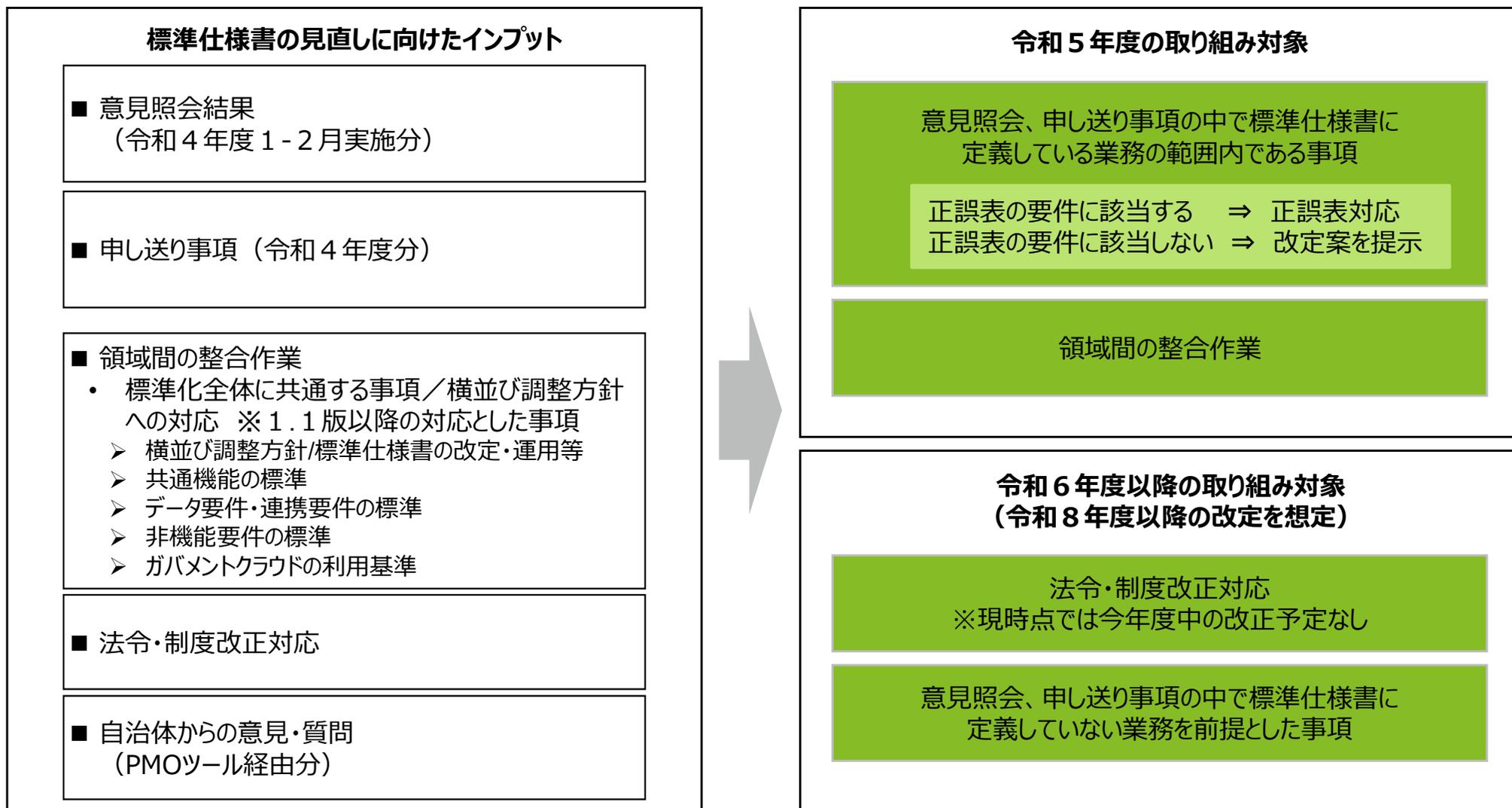
年度	検討の内容	対応方法	システム対応期限
令和5年度以降	・標準仕様書として明らかな誤記、機能要件の考え方等の補記や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、仕様の見直しによらずベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み	正誤表	令和7年度末まで
	・移行期間において標準仕様書の見直しが必要な内容の取り込み	改定案	
令和6年度以降	現在の標準仕様書において、仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務について、自治体からの意見に基づく業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等に関する意見の取り込み	改定案	令和8年度以降

※正誤表及び改定案の考え方は、それぞれP7、P12を参照

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-2. 令和5年度取り組み対象の切り分け

意見照会やPMOツール経由等でいただいたご意見・ご質問について、令和5年度の取り組み対象か令和8年度以降改定を見据えた令和6年度以降の取り組み対象か、に切り分けを行いました。



2. 正誤表の取り組み

2-1. 正誤表での対応範囲

正誤表による対応範囲は、「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）」において、「誤記の訂正」、「データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正」、「要件の考え方・理由、備考欄のみの加除」と示されています。

第1回研究会資料から一部抜粋のうえ修正

項目	種別	例	機能ID
機能要件	削除	機能要件を全て削除	元の機能IDを欠番とする
機能要件	分割	機能要件の分割	元の機能IDを欠番とする (1つの要件を2つに分割する場合、機能IDを2つ新規付番する)
機能要件	新規追加	新しい機能要件の追加	新規付番
機能要件	修正	一部追加 一部削除	元の機能IDを欠番とする 修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する
機能要件	訂正	※ あきらかな誤記の訂正 (例：当該昨日→当該機能) ※ データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	機能IDをそのまま利用し、訂正する
実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考え方・理由、備考欄	補記	※ 機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する



標準仕様書への 対応方法（事務局案）

【正誤表】

- 発出時期
随時
- 発出プロセス：
事務局で正誤表を作成し、資料展開にて研究会構成員の意見を募ったうえで発出

2. 正誤表の取り組み

2-2. 正誤表での対応/対応外の切り分け

第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会におけるご意見、補足コメント
 【補足コメント】
 具体的な進め方等については第二回で説明

正誤表対応は、令和4年度実施の意見照会結果及びPMOツール経由による自治体・ベンダーからの意見・質問のうち、デジタル庁にて定められた3点の正誤表での対応範囲に合致したものを対象とします。

正誤表対応のインプット

内因 （「研究会」起因）	■ 意見照会結果 （令和4年度1-2月実施分）
	■ 申し送り事項（令和4年度分）
外因	■ 領域間の整合作業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 横並び調整方針/標準仕様書の改定・運用等 ➢ 共通機能の標準 ➢ データ要件・連携要件の標準 ➢ 非機能要件の標準 ➢ ガバメントクラウドの利用基準
	■ 法令・制度改正対応
	■ 自治体・ベンダーからの指摘 （PMOツール経由分）

正誤表での対応範囲

・ 「データの訂正」
 ・ 「要件の考え方・理由、備考欄のみの加除」
 ・ 「データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正」

正誤表対応 / 対応外 の切り分け

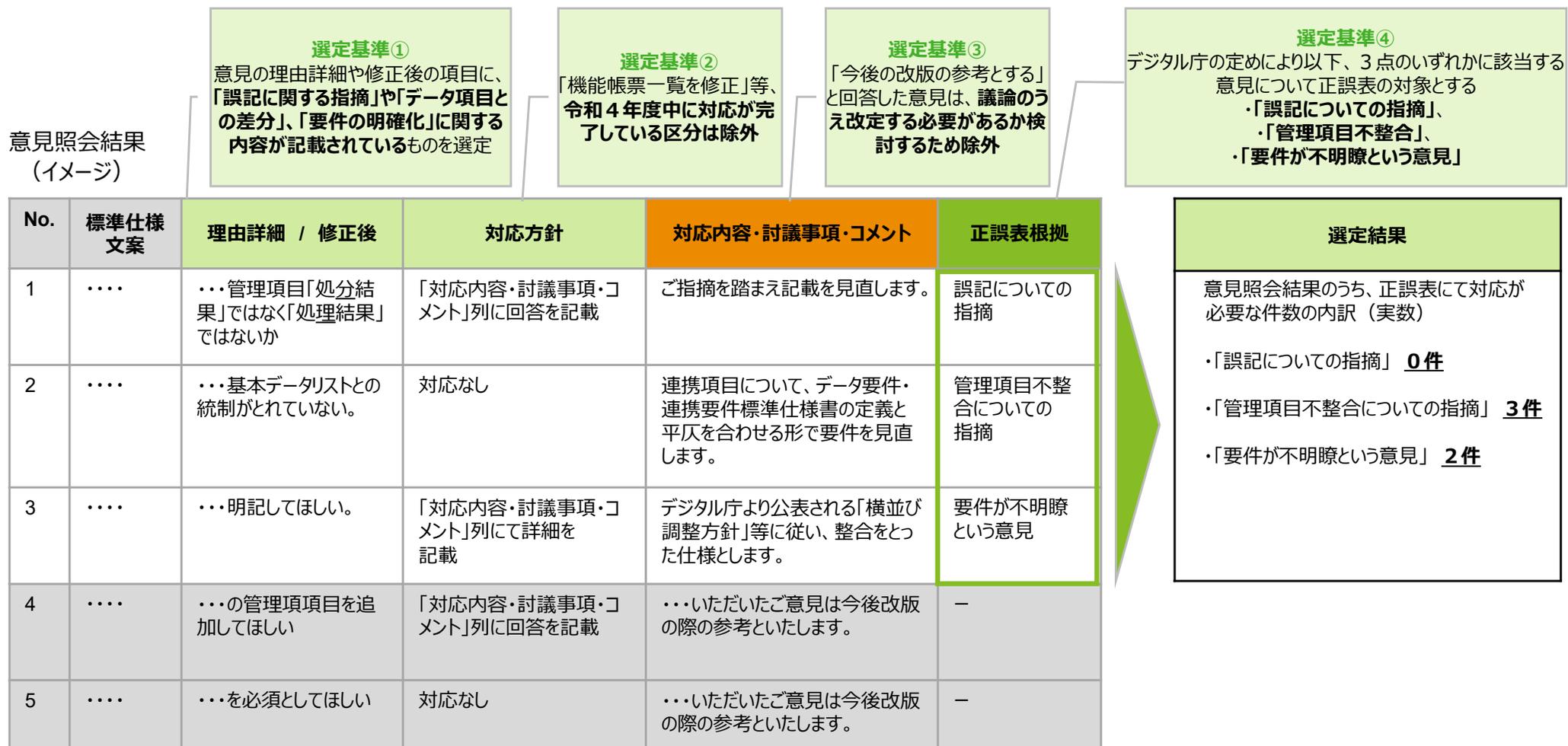
正誤表での対応	✓ 令和4年度意見照会において、一部管理項目不整合、要件が不明瞭といった指摘がされている。 ※9ページにて対応の詳細を記載
正誤表での対応外	✓ 令和4年度からの申し送り事項は、単なる修正ではなく、中長期的に議論のうえで対応を検討する事項であるため、正誤表対象外
正誤表での対応外	✓ 現状、標準仕様書は標準化全体に共通する事項／横並び調整方針に準拠したものとなっている。 ✓ 今後、標準化全体に共通する事項／横並び調整方針が改定される場合は、当該内容に沿って改定による対応を行うため、正誤表対象外
正誤表での対応外	✓ 法令・制度改正の標準仕様書への取込みは、改定による対応を行うため、正誤表対象外
正誤表での対応	✓ 自治体・ベンダーから誤記や管理項目不整合、要件が不明瞭といった指摘がされている。 ※10ページにて対応の詳細を記載

2. 正誤表の取り組み

2-3. 令和4年度意見照会結果

令和4年度意見照会結果のうち、「誤記についての指摘」、「管理項目不整合」、「要件が不明瞭という意見」に合致した意見について正誤表による対応を行います。

令和4年度意見照会結果からの正誤表対象選定基準と選定結果



2. 正誤表の取り組み

2-4. 自治体・ベンダーからの指摘（PMOツール経由分）

現在、継続的にPMOツール経由にて自治体及びベンダーより頂戴したご質問やご意見を頂戴しております。これらの内容についても、「誤記についての指摘」、「管理項目不整合」、「要件が不明瞭という意見」については正誤表で対応を行います。

PMOツール経由での意見・質問及び回答（正誤表での対応とした回答を全て抜粋） ※9/5時点

#	質問名	内容詳細	回答内容	正誤表根拠
1	国民年金_「機能ID：0260189」の管理項目について	国民年金システム（別紙2）機能・帳票要件[1.1版]の「機能ID：0260189」において、住所判明時には住民記録システムから項目「判明住所」、「住所変更年月日」、「住所判明年月日」、「変更後氏名および変更後年月日」を参照することとされています。しかし、住民記録システムの基本データリスト、機能別連携仕様[2.0版]ではこれら同名の項目が定義されていませんでした。そのため、住民記録システムのどの項目を参照すればよいかご教授いただけませんか。	「判明住所」は直近で更新された住所、「住所変更年月日」は直近で更新された住所変更日、「変更後氏名および変更後年月日」は直近で更新された後の氏名及び変更年月日を想定しています。 「住所判明年月日」については基本データリストに対応する項目が無く、住所が判明した任意の年月日を入力する想定のため、住民記録システムから参照する項目としてふさわしくありません。ご指摘を踏まえ、記載を見直します。 対応は今年度中に行います。なお訂正にあたっては、デジタル庁ホームページ公表の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（令和5年6月16日作成）」に基づき、正誤表での対応を予定しています。（参考URL： https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/ ）	・管理項目不整合
2	国民年金_中項目4.1及び4.2の管理項目について	機能・帳票要件1.1版の中項目「4.1年金請求書等受理・審査」、「4.2年金生活者支援給付金請求書等受理・審査」で定義されている管理項目において、実装必須と標準オプションで同じ管理項目が重複しており、実装区分の正否が判断できない状態になっています。また、備考欄に削除項目として記載のある管理項目も機能要件欄に記載が残っているものや、基本データリスト2.1版のグループ「年金給付情報」、「年金生活者支援給付金情報」と実装類型に差異が発生している項目もございました。これらにおいて、次回改版時に整理される予定でしょうか。	ご指摘の通り、同様の機能における実装必須と標準オプションで同じ管理項目が重複しておりました。また、 備考欄の（変更）、（削除）の内容が正しく機能要件に反映されていない箇所もございますので、訂正いたします。 対応は今年度中に行います。なお訂正にあたっては、デジタル庁ホームページ公表の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（令和5年6月16日作成）」に基づき、正誤表での対応を予定しています。（参考URL： https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/ ）	・誤記についての指摘
3	機能要件の記載内容について：②【管理項目】と住記連携仕様の相違	年金仕様書のP.20に「管理項目」の定義についての記載があり、P21には「今後、データ要件の検討に合わせて精緻化する予定」と記載があります。機能・帳票要件の「機能要件」の記載内容で、住民記録システムから連携される項目と「管理項目」の区分が明確でないものが見受けられます。例えば、機能ID 0260391の「支援措置対象者情報」「留意事項・備考、メモ、電話番号」の項目は連携仕様には記載がありません。 <質問> 機能・帳票要件の「機能要件」に記載の【管理項目】で、【連携項目】と区分が不明の場合、 ・住記連携仕様に記載されていない項目は、国民年金システム側で保持・修正を行う独自項目である との認識でよろしいでしょうか。	住民基本台帳システムから連携可能なデータ項目は001_住民基本台帳_機能別連携仕様【第2.0版】の機能別連携仕様（住民基本台帳）_Outputシートにて国民年金に0が付されている項目（連携ID：001o006、001o009の一部）です。 当該項目において、「留意事項・備考、メモ、電話番号」は定義されておらず、標準仕様書の誤りである為、削除するよう訂正いたします。 対応は今年度中に行います。なお訂正にあたっては、デジタル庁ホームページ公表の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（令和5年6月16日作成）」に基づき、正誤表での対応を予定しています。（参考URL： https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/ ） なお、「支援措置対象者情報」については、連携ID：001o009のデータ集合名として定義されているため、当該データ集合名に属する項目について連携対象です。	・管理項目不整合

3. 令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）

3-1. 改定案の考え方と進め方

自治体やベンダーの円滑な移行支援のために改定案を提示します。進め方は、第一回WT/ベンダー分科会で対応方針を示し、第二回で改定案の確認をする。その後、第二回研究会で改定案について報告し、周知することを想定しています。

改定案の考え方

デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づき、**令和8年4月1日までの移行完了を目指すために制度改正以外の理由による改定は実施しない**。一方で、現在の標準仕様書において一部、各機能要件間の平仄があっていないこと等により、円滑な移行の妨げになっているご指摘等をいただいております。対応が必要となっている。そこで、このような状況に対して、「改定案」といった形で正誤表とは別に自治体やベンダーに示すことで円滑な移行の支援を実施することとしたい。

2023年度の改定案スケジュール

業務	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議体・マイルストーン			① 研究会	①ワーキングチーム ①ベンダー分科会 対応方針の提示		②ワーキングチーム ②ベンダー分科会 改定案の確認		② 研究会 改定案の報告		③ 研究会
作業スケジュール				← 改定案の作成 →			← 改定案の最終化 →		← 改定案の周知 →	

3. 令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）

3-2. 令和5年度の検討テーマ

令和4年度の意見照会結果等を整理した令和5年度以降の検討テーマについて、令和5年度は③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化を対象とします。

第1回研究会資料から一部抜粋のうえ修正

標準仕様書（1.1版）以降で対応すべき事項

内因 （「研究会」起因）	■ 意見照会結果 （令和4年度1-2月実施分）
	■ 申し送り事項（令和4年度分）
外因	■ 領域間の整合作業 <ul style="list-style-type: none"> 標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項 <ul style="list-style-type: none"> 横並び調整方針/標準仕様書の改訂・運用等 共通機能の標準 データ要件・連携要件の標準 非機能要件の標準 ガバメントクラウドの利用基準
	■ 法令・制度改正対応
	■ 自治体・ベンダーからの意見・質問 （PMOツール経由分）

検討テーマとして再整理

令和5年度の検討テーマ

検討テーマ	令和5年度の検討対象	検討テーマの内容	令和5年度検討/検討外とする理由
①新規機能・帳票の追加	対象外	標準化済みの業務に係る新規機能・帳票の追加	現在の仕様書に定義していない業務についての意見
②新規業務（及び機能・帳票）の追加	対象外	標準化されていない業務の追加とそれに伴う機能・帳票の追加	該当する意見なし
③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	対象	標準仕様書の品質の向上の観点から改善を図る事項	現在の仕様書に定義している業務に対する意見
第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会におけるご意見、補足コメント 【補足コメント】 ⑥に関して、使用するツールの指定や変更履歴の明示化といった様式について6月16日にお示した。現状、その他⑥及び⑦に関する変更は予定していない。			
⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応	対象外	日本年金機構との調整を要する業務・機能の見直し	中長期的課題
⑥横並び調整方針への対応	対象外	横並び調整方針についての対応	デジタル庁が横並び調整方針を示した場合に対応
⑦共通事項への対応	対象外	標準化業務の共通事項との整合確認及び標準仕様書への反映	デジタル庁が共通事項を示した場合に対応

3. 令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）

3-3. 令和5年度の対応事項（令和4年度全市区町村意見照会の対応）

検討テーマに対応する令和4年度意見照会における意見を機能ごとに取りまとめ、見直し方針に基づいて対応時期を整理した結果、令和5年度の対応事項は「システム連携に関する要件整理」と「裁定請求・受給者情報の管理範囲」になります。

検討テーマ		令和4年度意見照会における主な意見		対象年度		
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	③-1	■ 検索機能に関する要件整理	令和6年度以降		
		③-2	■ 被保険者基本情報に関する要件整理			
		③-3	■ 仮付番・未決定・未報告処理に関する要件整理			
		③-4	■ 突合処理に関する要件整理			
				③-5	■ システム連携に関する要件整理	令和5年度
				③-6	■ 押印・電子印に関する要件整理	令和6年度以降
				③-7	■ 各種一覧に関する要件の整理	
				③-8	■ 受付処理簿／履歴に関する要件整理	
				③-9	■ 資格異動等における処理に関する要件の整理（60歳等到達）	
				③-10	■ 居所未登録者についての報告書に関する要件の整理	
				③-11	■ 免除等に関する要件の整理	
				③-12	■ 税システム管理外の16歳以上19歳未満親族数を参照する機能	
				③-13	■ 裁定請求・受給者情報の管理範囲	令和5年度
				③-14	■ 年金生活者支援給付金に関する要件の整理	令和6年度
				③-15	■ 日本年金機構への報告・送付／処理結果に関する要件の整理	
				③-16	■ 統計・集計に関する要件	

第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会おけるご意見、補足コメント【ご意見】
今回提示の改定案は開発上影響がないと見受けられる。

3. 令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）

3-4. ③-5（システム連携に関する要件整理）

国民年金システム全体に共通する各種機能要件のシステム連携に関するご意見、対応事項について以下記載します。

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>（令和4年度全国意見照会におけるご意見）</p> <p>① 住民記録システムの住民情報について、海外転出に伴う資格喪失の申出後の対応のために転出先住所、また逆りの届出などにおいて必須の確認事項である届出日、異動日の項目を保持可能としてほしい</p> <p>② 住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できる機能をオプションとしてほしい</p>	<ul style="list-style-type: none">● システム連携の対象となる項目・機能の取り扱いについて（確認）<ul style="list-style-type: none">✓ ①の意見について、海外転出に伴う資格喪失の申出については機能ID2600128等で転出予定日、転出先（国名等）を連携するよう記載しているが、機能ID260069、260391、260071（以下、機能ID260069等とする）の連携項目には記載されていない為、平仄をあわせて追加する。また遡及対応の場合に使用する項目として、機能ID260069等に届出年月日、異動日を追加する✓ ②の意見について、各自治体の規模や業務設計等により、必ずしもバッチ処理を必要としないことも考えられる。不要とする機能の開発を必須とすることで開発費用・期間、運用費用に影響を及ぼす可能性があるため、各自治体の状況に応じて最適な方法を取るべきと考え、機能ID0260391の実装区分をオプションに変更する

3. 令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）

3-4. ③-5（システム連携に関する要件整理）

国民年金システム全体に共通する各種機能要件のシステム連携に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.1版）

ご意見①

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
260069	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、リアルタイムで取得できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、転入前住所、消除年月日、消除理由、支援措置対象者宛名番号、個人履歴番号_枝番号、本籍・筆頭者	実装必須機能	・基幹系業務との他システム連携機能において、国民年金用宛名情報／税務情報等の情報については、最新情報を保持する住民記録システムや個人住民税システムを都度参照する仕様を原則とする。ただし、処理速度やシステム負荷の観点、あるいは、各市区町村における移行完了までの過渡期の運用を考慮し、必要に応じ、「宛名・税等の情報を保持した連携情報より、世帯や所得情報を各業務データにて保持する」パターンや「宛名・税等の情報を保持し、利用時に保持した連携情報（副本）より必要な世帯や所得情報を取得する」パターンの採用も可能である仕様とする。 ・連携は主に宛名番号で突合する想定

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
260071	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、留意事項・備考、メモ、電話番号、本籍・筆頭者、操作年月日、操作日時	標準オプション機能	住民記録システム上のデータが遡及で変更された場合を特定するため、「操作年月日、操作日時」を取得する。 他システム連携は原則リアルタイム連携だが、処理速度やシステム負荷の観点、あるいは、各市区町村における移行完了までの過渡期の運用を考慮し、国民年金システム上で保持することも可能とする（各事務に必要な情報をリアルタイム連携で取得し保持することを想定）

改定案

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
260069	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、リアルタイムで取得できること 【連携項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、転入前住所、消除年月日、消除理由、支援措置対象者宛名番号、個人履歴番号_枝番号、本籍・筆頭者、 転出予定日、転出先（国名等）、届出日、異動日	実装必須機能	・基幹系業務との他システム連携機能において、国民年金用宛名情報／税務情報等の情報については、最新情報を保持する住民記録システムや個人住民税システムを都度参照する仕様を原則とする。ただし、処理速度やシステム負荷の観点、あるいは、各市区町村における移行完了までの過渡期の運用を考慮し、必要に応じ、「宛名・税等の情報を保持した連携情報より、世帯や所得情報を各業務データにて保持する」パターンや「宛名・税等の情報を保持し、利用時に保持した連携情報（副本）より必要な世帯や所得情報を取得する」パターンの採用も可能である仕様とする。 ・連携は主に宛名番号で突合する想定

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
260071	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、留意事項・備考、メモ、電話番号、本籍・筆頭者、操作年月日、操作日時、 転出予定日、転出先（国名等）、届出日、異動日	標準オプション機能	住民記録システム上のデータが遡及で変更された場合を特定するため、「操作年月日、操作日時」を取得する。 他システム連携は原則リアルタイム連携だが、処理速度やシステム負荷の観点、あるいは、各市区町村における移行完了までの過渡期の運用を考慮し、国民年金システム上で保持することも可能とする（各事務に必要な情報をリアルタイム連携で取得し保持することを想定）

3. 令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）

3-5. 改定案での対応（PMOツール経由での意見・質問分）

現在、継続的にベンダーより頂戴したご質問やご意見を頂戴しております。基本的には正誤表での対応となりますが、実装区分の変更等の正誤表の要件に該当していない内容については、改定案での対応を行います。

改定案/正誤表の対応切り分け

項目	種別	例	対応
機能要件	削除	機能要件を全て削除	改定案
機能要件	分割	機能要件の分割	
機能要件	新規追加	新しい機能要件の追加	
機能要件	修正	一部追加、一部削除	
機能要件	訂正	※ あきらかな誤記の訂正（例：当該昨日→当該機能）、※ データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	正誤表
実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	改定案
要件の考え方・理由、備考欄	補記	※ 機能要件の考え方等のみを削除	正誤表

PMOツール経由での実装類型にかかる意見・質問及び回答（改定案での対応とした回答を抜粋）※9/5時点

#	質問題名	内容詳細	回答内容	根拠
1	標準仕様について	質問事項： 機能ID0260402について、「要件の考え方・理由」には"オプション機能とする"と記載があるが、実装区分としては「実装必須機能」になっている。どちらが正しいか。	機能ID0260402へのご指摘として回答させていただきます。 こちら オプション機能になりますので、訂正いたします。 対応は今年度中に行います。なお訂正にあたっては、デジタル庁ホームページ公表の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（令和5年6月16日作成）」に基づき、正誤表での対応を予定しています。 (参考URL: https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/)	実装類型の修正
2	国民年金「機能ID：0260176」の管理項目について	国民年金システム_（別紙2）機能・帳票要件[1.1版]の「機能ID：0260176」の管理項目「日本年金機構への報告年月日および返戻年月日」、「電子媒体収録有無」において、他機能要件では標準オプションですが、「機能ID：0260176」では実装必須で定義されています。この2つの管理項目は標準オプションの理解で問題ないでしょうか。また、管理項目「日本年金機構への報告年月日および返戻年月日」については、他機能要件を参照すると「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」で整理されているように見受けられるため、2つの管理項目として整理される認識でよろしいでしょうか。	以下の通り 他機能と並びをとる訂正をいたします。 ・「電子媒体収録有無」はオプション機能へ変更。 ・「日本年金機構への報告年月日および返戻年月日」は「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」に分け、「日本年金機構への報告年月日」は必須、「返戻年月日」をオプションへ変更。 対応は今年度中に行います。なお訂正にあたっては、デジタル庁ホームページ公表の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（令和5年6月16日作成）」に基づき、正誤表での対応を予定しています。 (参考URL: https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/)	実装類型の修正
3	国民年金_学生納付特例情報の在学予定期間について	機能・帳票要件1.1版の機能ID0260222/0260223の管理項目に「在学予定期間」が存在します。この管理項目において、機能ID0260222では標準オプションで定義、機能ID0260223では実装必須で定義されており、実装区分が異なります。 国民年金システム_（別紙3）帳票詳細要件[1.1版]の帳票「国民年金保険科学生納付特例申請書」で印字するための管理項目と理解していますが、帳票の実装項目では、オプション項目で整理がされています。 これらのことから、管理項目「在学予定期間」は標準オプションと理解しますが、問題ないでしょうか。	ご指摘の通り、 管理項目「在学予定期間」は標準オプション機能です。 機能ID0260223の「在学予定期間」の記載について、 オプション（機能ID0260224）に訂正します。 対応は今年度中に行います。なお訂正にあたっては、デジタル庁ホームページ公表の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（令和5年6月16日作成）」に基づき、正誤表での対応を予定しています。 (参考URL: https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/)	実装類型の修正

ご参考：令和6年度以降検討事項（案）

検討テーマごとの令和6年度以降検討対象

前回の研究会でお示した各検討テーマごとに令和4年度意見照会の主な意見を分類し、令和6年度以降の検討対象/対象外の判定及び対応方針を定義しました。

年度	検討の内容	対応方法	システム対応期限
令和5年度以降	・標準仕様書として明らかな誤記、機能要件の考え方等の補記や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、仕様の見直しによらずベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み	正誤表	令和7年度末まで
	・移行期間において標準仕様書の見直しが必要な内容の取り込み	改定案	
令和6年度以降	現在の標準仕様書において、仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務について、自治体からの意見に基づく業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等に関する意見の取り込み	改定案	令和8年度以降

令和6年度以降の検討内容に当てはまる対象を以下に整理

検討テーマ	令和4年度意見照会における主な意見	令和6年度以降の検討対象	対応方針
① 新規機能・帳票の追加	機能・帳票の追加	対象	職員の業務効率化・省力化、利便性向上に資する機能・帳票追加を検討する
② 新規業務（及び機能・帳票）の追加		対象外	※該当する意見なし
③ 標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	※次ページに記載	対象	業務標準化をより推し進める旨の意見や、職員の業務効率化・省力化、システム運用費の削減および国民の利便性に資する旨の意見を選定し、標準仕様書の要件を修正する
④ 法令・制度改正予定の仕様書への反映	—	必要に応じて検討	制度改正について、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、必要に応じて改定標準仕様書を策定する
⑤ 年金機構側の業務変更を伴う事項	—		※中長期的課題（年金機構と自治体間の報告・送付対象情報及び手段の整理）
⑥ 横並び調整方針への対応	—		デジタル庁が横並び調整方針を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告
⑦ 共通事項の整備への対応	—		デジタル庁が共通事項の整備を修正した場合、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、平仄を合わせる形で標準仕様書を更新し、研究会にて報告

ご参考：令和6年度以降検討事項（案）

令和6年度以降検討事項（案）の整理

検討テーマに対応する意見を整理した結果、令和6年度以降の検討事項として 1.「書かない窓口」の推進、2.「標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し」、3.「被保険者記録・統計機能の最適化」の3つの事項を抽出しました。

検討テーマ		令和4年度意見照会における主な意見 (業務や機能での分類)		具体的な意見と 検討事項の整理 ページ	令和6年度以降に検討する事項（案）		
					1.「書かない窓 口」の推進	2. 標準システムへ の実装・利用実績を 踏まえた実装類型の 見直し	3. 被保険者記 録・統計機能の最 適化
①	新規機能・帳 票の追加	①	■ 新規機能・帳票の追加	24ページ	●		
③	標準仕様書 の精度向上・ 要件化範囲・ 内容の最適 化	③-1	■ 検索機能に関する要件整理	25ページ		●	
		③-2	■ 被保険者基本情報に関する要件整理	25,28ページ		●	●
		③-3	■ 仮付番・未決定・未報告処理に関する要件整理	25ページ		●	
		③-4	■ 突合処理に関する要件整理	25ページ		●	
		③-5	■ システム連携に関する要件整理	—	令和5年度の対応		
		③-6	■ 押印・電子印に関する要件整理	24,26ページ	●	●	
		③-7	■ 各種一覧に関する要件の整理	26ページ		●	
		③-8	■ 受付処理簿／履歴に関する要件整理	26ページ		●	
		③-9	■ 資格異動等における処理に関する要件の整理（60歳等 到達）	28ページ			●
		③-10	■ 居所未登録者についての報告書に関する要件の整理	26ページ		●	
		③-11	■ 免除等に関する要件の整理	27ページ		●	
		③-12	■ 税システム管理外の16歳以上19歳未満親族数を参照する 機能	27ページ		●	
		③-13	■ 裁定請求・受給者情報の管理範囲	—	令和5年度の対応		
		③-14	■ 年金生活者支援給付金に関する要件の整理	27ページ		●	
		③-15	■ 日本年金機構への報告・送付／処理結果に関する要件の 整理	27ページ		●	
		③-16	■ 統計・集計に関する要件	28ページ			●

ご参考：令和6年度以降検討事項（案）

『1. 「書かない窓口」の推進』

ご意見は、出力帳票の追加、受付印の印字機能の追加を求める内容であるが、受付に関する業務、紙による届出の業務設計から「書かない窓口」への推進を検討することで、業務の省力化、リスク軽減、国民の利便性に繋がると考えます。

令和4年度全国意見照会におけるご意見(ご要望)

① 新規機能・帳票の追加

「国民年金免除・納付猶予取消申請書」、「国民年金保険料学生納付特例不該当届」は法定受託事務で市町村の窓口で行うが、市町村で書式の在庫切れの場合があること、氏名、住所などプレ印字可能の項目があること、また当該書式は日本年金機構のHPにないことから、出力できるようにしてほしい

③-6 押印・電子印に関する要件整理

外部帳票の印刷時に、市区町村受付欄に受付印を印字する機能を追加してほしい

ご意見の整理

- 届出書様式の出力帳票の追加を求める意見である。
- 進達等における届出帳票印刷時に受付印の印字機能を求める意見である。

令和7年度標準化完了までの対応方針

- 届出書様式の出力帳票、帳票詳細要件は令和4年度（1.0版、1.1版）で検討した結果に基づき定義しているため、令和7年度末までの移行期間中には原則追加・変更・削除することは行わない。

令和6年度以降検討方針と検討事項（案）

① 新規機能・帳票の追加

- 帳票の出力については、住民が紙で届出書を提出し、職員によるシステム入力を前提とした業務設計となっている
- 複数の自治体において、業務改革(BPR)とシステム活用による「書かないワンストップ窓口」の取組が進んでいることから、標準化業務としても、電子申請や窓口での国民による電子入力等を中心とした申請の取組を検討する

③-6 押印・電子印に関する要件整理

- 受付印の印字帳票の出力については、紙での進達を前提とした業務設計となっている
- 「書かない窓口」の取組推進として、標準化業務においても、申請から処理までの職員の入力業務削減を検討する

検討事項（案） ※討議事項は別途整理予定

- 「書かない窓口」の推進

ご参考：令和6年度以降検討事項（案）

『2. 標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し』 3/3

ご意見は、実装類型の見直しを求める内容であり、各自治体における実装実績を確認し、改めて要件の必須/オプションの別を検討する必要が有ります。

令和4年度全国意見照会におけるご意見(ご要望)

③-11 免除等に関する要件の整理

- 喪失情報に基づいた、免除納付猶予、学生が自動的な変更について、実装区分は「必須」とすべき
- 配偶者、世帯主それぞれを任意に指定してすべき
- 産前産後免除未申請者を抽出し、勧奨をすべき

第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会におけるご意見、補足コメント【補足コメント】

機能の必須化に対しては、現状標準仕様書上ではオプションとなっているものの、ほとんどの自治体の実装しているかといったことや、逆に必須として機能を構築したものの、実際はほとんどの自治体で使用していない等の実態を確認した上で検討を実施する。また、必須への変更は移行期限までの完了に影響が生じる可能性がある。具体的な検討タイミング等については、協議をとって決める。

③-12 税システム管理外の16歳以上19歳未満の扶養親族数の登録

- 16歳以上19歳未満の扶養親族数の登録

③-14 年金生活者支援給付金に関する要件の整理

- 日本年金機構より所得提供依頼があった対象者の宛名情報を、基礎年金番号または氏名、生年月日、性別、住所及び介護保険等の特別徴収の際に用いる情報により一括で特定する機能の実装区分を「必須」とすべき
- 個別に特定した宛名情報を、所得情報提供の対象に含める、もしくは除外する機能の実装区分を「必須」とすべき
- 所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除する機能の実装区分を「必須」とすべき

③-15 日本年金機構への報告・送付／処理結果に関する要件の整理

- 国民年金裁定者一覧表の情報を国民年金システムに登録する機能について、法令に定められた事務のため実装区分を「必須」とすべき

ご意見の整理

- いずれの意見も標準仕様書における実装類型の見直しを求める意見である。

令和7年度標準化完了までの対応方針

- 実装類型は令和4年度（1.0版、1.1版）で検討した結果に基づき定義しているため、令和7年度末までの移行期間中には原則変更することを行わない。

令和6年度以降検討方針と検討事項（案）

- 標準化システムへの移行に際し、各自治体における実装実績を確認し、改めて要件の必須/オプションの別を検討する

検討事項（案）

※討議事項は別途整理予定

- 標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し

EOF